

# 高崎市における電子マニフェストの導入と運用方法について

高崎市産業廃棄物対策課

事業報告

調査報告

コラム

連載講義

産廃鼎談

行政のうごき

業種別適正処理事例集

電子マニフェスト情報

センターだより

担当者スポット

## 1 導入経緯

高崎市全体の電子マニフェストの普及を進めるにあたり、まずは推進する立場である市が率先して加入する必要があると判断しました。また令和3年度より情報担当部署にデジタル化推進担当を設置し、積極的なデジタル化を推進しており、その一環としてマニフェストの電子化を進めていくこととしました。電子マニフェストは紙マニフェストと比べ、事務負担の軽減、経費の節減につながるというメリットがあり、市として電子マニフェストを導入し全庁的な電子マニフェストの利用を進めることにしました。

### ■高崎市の運用

加入単位 : C料金  
 利用開始時期 : 令和5年8月  
 利用代表者 : 高崎市役所 産業廃棄物対策課  
 (令和6年8月23日現在26部署が加入しています。)  
 役割分担 : 当課…加入者管理、利用料金の支払い  
 排出部署…システム入力

### ■マニフェスト登録の流れ

- 1) 受渡確認票(エクセル形式)を各排出部署が作成
- 2) 産業廃棄物引渡し
- 3) 受渡確認票の控えをもとに電子マニフェスト入力

## 2 導入、利用までの過程

### ◇令和4年

#### ①行政職員のための電子マニフェストに関するオンライン講習会

県内の事業者等に対し統一かつ効率的な指導を図ることを目的とし、群馬県・前橋市・高崎市が連携して必要な事項を協議する会議を毎年実施して



おり、その事業の一環としてJWセンターの方を講師として招いたオンラインでの講習会を実施しました。県全体の自治体職員にも広く周知するとともに、電子マニフェストへの理解を深める機会となりました。

#### ②電子マニフェスト対象部署数の把握と必要経費を算出

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出部署だけではなく、産廃処理委託の予算を計上している部署を洗い出し、リスト化。また基本料や使用料の概算を算出しました。

#### ◇令和5年1月～7月

#### ③対象部署に対し、廃棄物処理委託事務の流れや実務の聞き取り実施

対象部署の処理委託事務の運用状況を把握。電子マニフェスト移行での問題点や疑問点を事前に確認しました。電子マニフェストを利用する対象部署が多数に及ぶことや、システム利用料の経費削減の観点から、部署ごとに加入し、それぞれがマニフェストの登録や管理を行うC料金で加入することとしました。

#### ④デモシステムによる操作確認

デモシステム\*で疑問点の洗い出しを行い、各部署からの問い合わせに対応できるよう一覧にまとめてみました。

\* 電子マニフェストシステムの動きを確認するため導入前や導入後に、無料で操作を体験できるシステム。利用にはデモシステム用のログインIDが必要です。

### ◇令和5年8月

#### ⑤運用方法の決定、電子マニフェスト導入、対象部署への利用依頼、全庁への周知

電子マニフェスト導入の旨全庁へ周知。対象部署に対しては個別説明及び運用方法の提案を実施し、対象部署以外でも電子マニフェストの概要説明の希望や処理委託予定があれば産業廃棄物対策課に連絡することを周知しました。

### ◇令和5年9月～12月

#### ⑥対象部署へ出向いて利用依頼

対象部署に対し、電子マニフェスト加入の報告、概要説明及び利用依頼を個別に行い、また事前に確認した処理委託事務の運用状況を再確認し、スムーズに電子マニフェストへ移行できるための最適な運用方法を提案しました。

#### ⑦仕様書・契約書の標準例（電子マニフェスト対応版）を作成

対象部署で廃棄物処理に係る仕様書・契約書について、電子マニフェストの利用に対応した標準例を作成しました。電子マニフェスト対応に変更を希望する部署や、新たに廃棄物処理を予定している部署からの問い合わせに対応できるようにしました。

#### ⑧一部の部署で先行して電子マニフェストに移行、立ち会いのもと操作説明実施

既に契約が電子マニフェストに対応しており、委託業者と電子マニフェスト利用について調整がついた部署に対し、先行して電子マニフェストの利用を開始したことで、実際の流れの把握や課題点を洗い出し、他部署に共有しました。

### ◇令和6年1月～3月

#### ⑨仕様書・契約書確認（実務者レベルでの運用確認）

⑦で作成したものを参考にして対象部署が仕様書と契約書を次年度に向けて作成し、産業廃棄物対策課で確認。修正点等があれば添削を行いました。ま

た、多数の施設（小中学校や保育園等）を管理する部署においては、マニフェスト登録件数が多いためCSV登録データを活用する運用とし、複数回打ち合わせやデモシステムでの試験運用を行いました。

#### ⑩簡易マニュアル作成、配布

JWセンター作成の操作マニュアル（簡易版）をさらに簡素化したマニュアルを作成し、各部署に配布。必要最低限の情報に絞り入力抵抗感をなくすことを目的とした「入門の入門書」を作成しました。また、対象部署に対し委託業者の加入者番号や公開確認番号の取得の周知を行い、電子マニフェスト移行後、各部署の最初の収集時に入力のサポートを行うこととしました。

### ◇令和6年4月～

#### ⑪本格運用開始（加入対象部署訪問、入力サポート）

収集日以降3日以内に各加入対象部署に訪問し、担当者と一緒に入力を行いました。

（その他）

新規に処理委託を行う部署から問い合わせがあった場合、電子マニフェストの説明、利用依頼を行い、マニュアルや仕様書、契約書といった資料提供を行っています。

## 3 最後に

今回の電子マニフェスト導入に際し、JWセンターの方々や既に電子マニフェストを導入している他自治体様に運用についてヒアリングをさせていただきました。またCSVデータ登録のためのノウハウを仙台市様からアドバイスをいただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

### 高崎市産業廃棄物対策課の概要

所在地：群馬県高崎市高松町35-1

業務内容：産業廃棄物処理業及び処理施設設置の許可等に関する事務、産業廃棄物の不適正処理対策に関する事務